

ブラジル向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について

平成23年6月30日

23水漁第 566号

水産庁長官通知

一部改正

平成24年12月13日

24水漁第1421号

一部改正

平成27年〇月〇日

27水漁第〇〇〇〇号

第1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島原子力発電所の事故を受けて、ブラジルは平成24年12月7日以降に輸入申告される食品について、福島県で生産された全ての食品について、輸入時に我が国の管轄当局が発行する放射能物質に関する証明書の添付を求めている。

本通知は、一定の条件が満たされることを条件に、水産庁又は水産庁と協議の上本通知に基づく証明を行う都道府県の水産部局（以下「発行機関」という。）の担当官が、証明書を発給する手続について定めるものである。

第2 本手続の対象となる水産物

我が国からブラジルへ輸出される水産物

第3 証明書発行の要件

- 発行機関は、以下の（1）又は（2）のいずれかの要件を満たす水産物に証明書を発行することとする。
 - 平成23年3月11日より前に福島県の沿岸域において採捕され、かつ福島県で水揚げ及び加工（包装等の最終製品に至るまでの全ての過程を含む。以下同じ。）されたものであること。また、輸入した水産物を使用する場合は、平成23年3月11日より前に加工されたものであること。
 - 福島県の沿岸域において採捕又は福島県で水揚げ若しくは加工された水産物については、ブラジルの放射性物質の基準に適合していること。なお、検査機関に検査を依頼する場合は、事前に発行機関と協議するものとする。
- 証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。

第4 申請手続

- 証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（5）まで及び必要に応じて（6）、（7）又は（8）に掲げる書類を発行機関に提出する。

なお、水産庁に証明書を申請する場合には、以下の（４）から（７）までの書類に代えて、都道府県水産部局長による事前確認書を提出することができる。

- （１）証明書発行申請書（別記様式１）
- （２）必要事項を記入した別記様式２
- （３）（２）の記載事項を確認することができる書類（インボイス、パッキングリスト等）
- （４）主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類
- （５）製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し
- （６）第３の１の（１）に該当する場合は、製造年月日について確認できる書類
- （７）第３の１の（２）に該当する場合又は発行機関が必要と認める場合は、検査機関が行った食品中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類
- （８）証明書の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した別記様式３の委任状

２ 発行機関は、１の内容を確認の上、別記様式２により、証明書を発行する^{注)}。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書に関する不正の疑いがある場合には、証明書の発行を留保することとする。

３ 発行機関が発行する証明書については、平成２７年１１月１日以降、偽造防止用紙を使用する。

第５ 申請先

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室（Tel ０３－３５０１－１９６１）又はホームページ上で公表する発行機関の連絡先

注）ブラジル側に証明書を提出する際にはポルトガル語訳を添付する必要がある。
ブラジル政府から要求されているポルトガル語訳の様式は、証明書発行後、輸入業者が記載し、ブラジル政府に提出する必要がある（別紙フローを参照）。